

令和 8 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 臨 時 會 議 案

令 和 8 年 5 月 22 日 提 出

目 次

承認第2号	東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	3
承認第3号	東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	37
承認第4号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	57
議案第35号	令和8年度東浦町一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・	64

承認第2号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月22日提出

東浦町長 日高輝夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町税条例の一部を改正する条例
 東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第 20 条の 3 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第 21 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 39 条、第 44 条、第 44 条の 2 若しくは第 44 条の 5（第 51 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 45 条の 4 第 1 項（第 45 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 46 条第 1 項（法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。）、第 51 条の 7、第 61 条、第 76 条第 2 項、第 90 条第 1 項若しくは第 2 項、第 94 条第 2 項、第 125 条第 1 項又は第 137 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号か</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第 20 条の 3 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第 21 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 39 条、第 44 条、第 44 条の 2 若しくは第 44 条の 5（第 51 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 45 条の 4 第 1 項（第 45 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 46 条第 1 項（法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。）、第 51 条の 7、第 61 条、第 74 条の 6 第 1 項、第 76 条第 2 項、第 90 条第 1 項若しくは第 2 項、第 94 条第 2 項、第 125 条第 1 項又は第 137 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（次の各号に掲げる税額の区</p>

ら第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) から (6) まで 略
(所得割の課税標準)

第32条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等 (次項及び第33条の9において「特定配当等」という。) (同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4から6まで 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第73条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第74条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第74条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) から (6) まで 略
(所得割の課税標準)

第32条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等 (以下この項及び次項並びに第33条の9において「特定配当等」という。) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4から6まで 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第73条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車

<p><u>2</u> 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第 74 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>買主を軽自動車等の所有者とみなして</u>、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる<u>者を</u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p><u>等</u>に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p><u>2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3</u> 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第 1 項</u>の規定にかかわらず、<u>その使用者に課する</u>。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第 74 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして</u>、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる<u>者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして</u>、軽自動車税を課する。</p> <p><u>3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該</u></p>
---	---

	<p><u>車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)</u>には、<u>当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車</u> <u>を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車</u> <u>を法の施行地内に持ち込んで運行の</u> <u>用に供した場合には、当該3輪以上の軽</u> <u>自動車を運行の用に供する者を3輪以</u> <u>上の軽自動車の取得者とみなして、環境</u> <u>性能割を課する。</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第74条の3 環境性能割の課税標準は、</u> <u>3輪以上の軽自動車の取得のために通</u> <u>常要する価額として施行規則第15条の</u> <u>10に定めるところにより算定した金額</u> <u>とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第74条の4 次の各号に掲げる3輪以上</u> <u>の軽自動車に対して課する環境性能割</u> <u>の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は</u> <u>第5項において準用する場合を含</u> <u>む。)の規定の適用を受けるもの 100</u> <u>分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は</u> <u>第5項において準用する場合を含</u> <u>む。)の規定の適用を受けるもの 100</u> <u>分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受</u> <u>けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第74条の5 環境性能割の徴収につい</u> <u>ては、申告納付の方法によらなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p>
--	--

<p>(軽自動車税の税率)</p>	<p><u>第 74 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u> <u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p><u>第 74 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u></p> <p><u>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u> <u>（環境性能割の減免）</u></p> <p><u>第 74 条の 8 町長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 81 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>（種別割の税率）</u></p>
-------------------	--

第 75 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) から (3) まで 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第 76 条 軽自動車税の賦課期日は、4 月 1 日とする。

2 軽自動車税の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第 76 条の 3 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第 78 条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定

第 75 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) から (3) まで 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第 76 条 種別割の賦課期日は、4 月 1 日とする。

2 種別割の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第 76 条の 3 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第 78 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の

<p>により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 34 号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 略 (<u>軽自動車税</u>に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 79 条 略 (<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第 80 条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (8) まで 略</p> <p>3 第 1 項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第 81 条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>	<p>規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 34 号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 略 (<u>種別割</u>に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 79 条 略 (<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第 80 条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (8) まで 略</p> <p>3 第 1 項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第 81 条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>
---	---

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

<p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第82条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第74条の2又は<u>第73条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第74条の2又は<u>第73条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3から6まで 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の</p>	<p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第82条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第74条の2又は<u>第73条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第74条の2又は<u>第73条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3から6まで 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の</p>
---	---

交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に町長に対しその標識及び証明書を返納しなければならない。

8 及び 9 略
附 則

交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に町長に対しその標識及び証明書を返納しなければならない。

8 及び 9 略
附 則

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 7 条の 3 平成 20 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成 11 年から平成 18 年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第 5 条の 4 第 6 項に規定するところにより控除すべき額（第 3 項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 33 条の 8 及び第 33 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」とする。

（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第33条の

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日に属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第33条

9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

<p>3 略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 13 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 15 条第 13 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 20 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 21 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 21 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>7 <u>法附則第 15 条第 21 項第 3 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>8 <u>法附則第 15 条第 22 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>9 <u>法附則第 15 条第 22 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>10 <u>法附則第 15 条第 24 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3 分の 1</u> とする。</p> <p>11 <u>法附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2 分の 1</u> と</p>	<p>3 略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 14 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 15 条第 14 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 21 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 22 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 22 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>7 <u>法附則第 15 条第 22 項第 3 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>8 <u>法附則第 15 条第 23 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>9 <u>法附則第 15 条第 23 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>10 <u>法附則第 15 条第 25 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3 分の 2</u> とする。</p> <p>11 <u>法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3 分の 2</u> と</p>
--	--

<p>する。</p> <p>12 <u>法附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>13 <u>法附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>14 <u>法附則第 15 条第 24 項第 2 号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の3</u>とする。</p> <p>15 <u>法附則第 15 条第 24 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>16 <u>法附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>17 <u>法附則第 15 条第 24 項第 4 号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>する。</p> <p>12 <u>法附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>13 <u>法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>14 <u>法附則第 15 条第 25 項第 2 号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>7分の6</u>とする。</p> <p>15 <u>法附則第 15 条第 25 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>16 <u>法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>17 <u>法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>18 <u>法附則第 15 条第 25 項第 4 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 <u>法附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
---	--

<p><u>18 法附則第 15 条第 27 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>19 法附則第 15 条第 31 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>20 法附則第 15 条第 35 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>21 法附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>22 法附則第 15 条第 39 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>23 法附則第 15 条第 40 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>24 略</u></p> <p><u>25 略</u></p> <p><u>26 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2から6まで 略 7 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第 12 条第 17 項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) から (3) まで 略</p>	<p><u>21 法附則第 15 条第 28 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>22 法附則第 15 条第 32 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>23 法附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>24 法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>25 法附則第 15 条第 40 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>26 法附則第 15 条第 41 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>27 略</u></p> <p><u>28 略</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2から6まで 略 7 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第 12 条第 16 項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) から (3) まで 略</p>
--	---

<p>8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 20 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 24 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 25 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則</p>	<p>8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 24 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則</p>
---	---

<p>附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 32 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 略</p> <p>12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 32 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>13 及び 14 略</p> <p>15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋</p>	<p>附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 31 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 略</p> <p>12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 31 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>13 及び 14 略</p> <p>15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋</p>
--	--

が令附則第 12 条第 20 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4) から (6) まで 略

が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) から (6) まで 略

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環

境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第74条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規

	<p><u>定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第15条の3 町長は、当分の間、第74条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第15条の4 第74条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字</u></p>
--	--

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 75 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の同項に規定するガソ

句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 74 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 75 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の法第 446 条第 1 項第

リン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断

3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に

をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 76 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 78 条及び第 79 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第 16 条の 3 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）略

（2）第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及

基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 76 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 78 条及び第 79 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第 16 条の 3 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）略

（2）第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の

び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第 16 条の 4 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4

額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第 16 条の 4 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中

<p>第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p>4 略 (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限</p>	<p>「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p>4 略 (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限</p>
---	--

り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

<p>3 略 (短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所</p>	<p>3 略 (短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用に</p>
---	---

得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と

については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則

<p>する。</p> <p>(3) から (5) まで 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に 係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、 第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条 第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定 の適用については、第 33 条の 6 中「所 得割の額」とあるのは「所得割の額及 び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定によ る町民税の所得割の額」と、第 33 条 の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の 額」とあるのは「所得割の額並びに附 則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町 民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるの は「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割 の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合 には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、 第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条 第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定 の適用については、第 33 条の 6 中「所 得割の額」とあるのは「所得割の額及</p>	<p>第 20 条第 1 項の規定による町民税の 所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に 係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、 第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条 第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条 の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用につい ては、第 33 条の 6 中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の 所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項 前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割 の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の 規定による町民税の所得割の額」と、 第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の 額」とあるのは「所得割の額及び附則 第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民 税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合 には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、 第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条 第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条 の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用につい ては、第 33 条の 6 中「所得割の額」</p>
---	--

び附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割

とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則

<p>の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p>6 略</p>	<p>第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> <p>6 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方

税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 東浦町税条例の一部を改正する条例（平成 26 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る東浦町税条例第 75 条及び附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る東浦町税条例第 75 条及び附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p>

承認第3号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月22日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法</u>(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)<u>及び子ども・子育て支援法</u>(平成 24 年法律第 65 号)の規定による<u>子ども・子育て支援納付金</u>(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)<u>及び介護保険法</u>(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)<u>の納付</u>に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び (3) 略</p>

業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が670,000円を超える場合においては、基礎課税額は、670,000円とする。

3及び4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が650,000円を超える場合においては、基礎課税額は、650,000円とする。

3及び4 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除を

<p>「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.29を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第5条の5、第7条の6及び</u>第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第5条の5、第7条の6及び</u>第21条第1項において同じ。)以外の世帯 22,800円</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p>	<p>した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.29を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第5条の5及び</u>第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第5条の5及び</u>第21条第1項において同じ。)以外の世帯 22,800円</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>
---	--

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第7条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、同条第4項本文の介護納付

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円) 並びに同条第4項本文の介

金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数か

護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数か

ら1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

アからカまで 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る

子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・

子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る

子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 310,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る

子ども・子育て支援納付金課税額の

ら1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

アからカまで 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで 略

被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

（イ）特定世帯 200円

（ウ）特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アからカまで 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アからカまで 略

<p><u>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円</u></p> <p><u>（イ）特定世帯 80円</u></p> <p><u>（ウ）特定継続世帯 120円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p><u>（3）国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円</u></p> <p><u>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯</p>
--	---

に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 6 に定める場合にあつては、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) から (6) まで 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 7 条の 3 の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者

に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合にあつては、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) から (6) まで 略

<p><u>につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合） にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>（9）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健</p>
---	---

康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条、第 7 条の 3 及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条、第 7 条の 3 及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定す

康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定す

する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条、**第 7 条の 3 及び**第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る

る長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条**及び**第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る

国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条、**第 7 条の 3 及び**第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条、**第 7 条の 3 及び**第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第

国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条**及び**第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条**及び**第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項

35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条、**第 7 条の 3 及び第 21 条第 1 項の規定の適用**については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規

に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条**及び第 21 条第 1 項の規定の適用**については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規

定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、**第7条の3及び**第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、**第7条の3及び**第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項

定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条**及び**第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条**及び**第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得

中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、**第7条の3**及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第

金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条**及び**第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10

3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、**第7条の3及び**第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項

項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条**及び**第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中

<p>中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 略</p>	<p>「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 略</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月22日提出

東浦町長 日高輝夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例
 東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （<u>法附則第 15 条第 13 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第 15 条第 13 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 15 条第 13 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。 （<u>法附則第 15 条第 31 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 31 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 15 条第 35 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 35 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 15 条第 36 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （<u>法附則第 15 条第 40 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 40 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 （<u>法附則第 15 条の 11 第 1 項</u>の条例で定</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （<u>法附則第 15 条第 14 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第 15 条第 14 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 15 条第 14 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。 （<u>法附則第 15 条第 32 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 32 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 15 条第 36 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （<u>法附則第 15 条第 41 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 41 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p>

める割合)

7 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

8 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号) 附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号) 第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号) 第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。) のいずれに該当するかの別

(4) から (6) まで 略

(宅地等に対して課する令和 6 年度から

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号) 第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号) 第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号) 第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) から (6) まで 略

(宅地等に対して課する令和 6 年度から

令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 略

10 略

11 **附則第 9 項**の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、**附則第 9 項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第 9 項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等

令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 略

9 略

10 **附則第 8 項**の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、**附則第 8 項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第 8 項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等

据置都市計画税額」という。)とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第 9 項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

14 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

15 略

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する**附則第 14 項**の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

17 **附則第 9 項及び第 11 項**の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、**附則第 9 項及び第 12 項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法

据置都市計画税額」という。)とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第 8 項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

14 略

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する**附則第 13 項**の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 **附則第 8 項及び第 10 項**の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、**附則第 8 項及び第 11 項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法

<p>附則第 18 条第 6 項に、<u>附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項</u>の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、<u>附則第 12 項から第 14 項まで</u>の「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、<u>附則第 14 項</u>の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>附則第 15 項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>18 法附則第 15 条第 1 項、第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p><u>19 略</u></p>	<p>附則第 18 条第 6 項に、<u>附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項</u>の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、<u>附則第 11 項から第 13 項まで</u>の「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、<u>附則第 13 項</u>の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>附則第 14 項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>17 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p><u>18 略</u></p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の東浦町都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,914,315 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 5 月 22 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		851,000	33,000	884,000
	1 基金繰入金	851,000	33,000	884,000
歳 入 合 計		19,881,315	33,000	19,914,315

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		8,644,476	33,000	8,677,476
	1 社会福祉費	4,343,816	33,000	4,376,816
歳 出	合 計	19,881,315	33,000	19,914,315